

# 特別養護老人ホームにおける入所手続きの流れ

## I 要介護3以上の入所希望者

### 1 入所の申込み

- ① 施設は、入所希望者に対し、手続を説明したうえで、入所申込書（様式1）を交付する。
- ② 入所希望者は、介護保険被保険者証の写しを添付して、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター又は地域包括支援センターに申請を依頼する。  
※当該入所希望者又はその家族等が直接施設に提出することも可。

### 2 入所申込書の受付

- ① 施設は、入所申込書の内容を確認のうえ、受理する。
- ② 施設は、入所希望者受付簿を作成する。
- ③ 施設は、入所必要度評価表（様式3）に基づいて、遅滞なく、入所希望者の入所の必要性に係る評価を行う。

### 3 入所者の決定

- ① 施設は、評価結果に基づき、入所検討委員会において、入所順位を決定する。  
※必要に応じて入所順位を入所判定対象者に通知する。
- ② 施設は、「入所判定対象者名簿」を作成する。
- ③ 施設は、入所順位、空床が生じた居室における性別、心身の状態別の構成等を勘案して、入所を決定する。

### 4 名簿等の管理

- ① 施設は、入所（特例入所）者申込受付簿、特例入所対象者名簿、入所判定対象者名簿を適正に管理する。
- ② 施設は、①の名簿等に記載されている者に係る入所判定等に必要な情報を、概ね6か月を基本に、1年を超えない範囲で更新する。
- ③ 施設は、毎年7月1日時点の①の名簿等の状況を、保険者市町村に報告する。

# 特別養護老人ホームにおける入所手続きの流れ

## Ⅱ 要介護1又は2の特例入所希望者

### 1 入所の申込み

- ① 施設は、特例入所希望者に対し、手続を説明したうえで、入所申込書（様式1）を交付する。
- ② 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、介護保険被保険者証の写しを添付して、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター又は地域包括支援センターに申請を依頼する。

※当該入所希望者又はその家族等が直接施設に提出することも可。

### 2 入所申込書の受付

- ① 施設は、入所申込書の内容を確認のうえ、受理する。
- ② 施設は、特例入所希望者受付簿を作成する。
- ③ 施設は、特例入所希望者の入所申込書を受理したことを、保険者市町村に報告する。
- ④ 施設は、入所必要度評価表（様式3）及び特例入所希望者の居宅等における日常生活等の状況（参考様式）に基づいて、遅滞なく、特例入所希望者の入所の必要性に係る評価を行う。

### 3 特例入所の要件該当の判定

- ① 施設は、特例入所の要件該当の判定に際して、適宜、保険者市町村に意見を求める。
- ② 施設は、入所検討委員会において、特例入所の要件該当の判定を決定する。
- ③ 施設は、特定入所の要件該当の判定結果を、特例入所希望者又はその家族に通知する。
- ④ 施設は、特例入所対象者名簿を作成する。

### 4 入所者の決定

- ① 「Ⅰ 要介護3以上の入所希望者 3」に同じ。

### 5 名簿等の管理

- ① 「Ⅰ 要介護3以上の入所希望者 4」に同じ。